
令和3年度財務諸表

自 令和3年 4月 1日
(
至 令和4年 3月 31日

一般社団法人 日本倉庫協会

貸借対照表

令和4年3月31日現在

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位:円)

科 目	当年度 (令和4年3月末)	前年度 (令和3年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	252,785,106	229,693,741	23,091,365
未払金	2,023,000	1,934,645	88,355
前払金	1,280,620	2,648,096	△ 1,367,476
貯蓄金	2,093,240	1,824,915	268,325
立替金	30,000	0	30,000
流動資産合計	258,211,966	236,101,397	22,110,569
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当金	107,380,000	106,840,000	540,000
減価償却引当金	38,167,438	36,599,635	1,567,803
地区協会活動災害援助預金	140,570,174	137,513,297	3,056,877
特定資産合計	286,117,612	280,952,932	5,164,680
(2) その他固定資産			
建物	2	2	0
器具備用品	6,955,431	5,539,778	1,415,653
ソフトウェア	1,155,720	2,311,874	△ 1,156,154
倉庫会館保証料	1,000,000	1,000,000	0
その他固定資産合計	9,111,153	8,851,654	259,499
固定資産合計	295,228,765	289,804,586	5,424,179
資産合計	553,440,731	525,905,983	27,534,748
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,338,802	5,284,832	7,053,970
預り金	4,289,043	5,605,589	△ 1,316,546
流動負債合計	16,627,845	10,890,421	5,737,424
2. 固定負債			
退職給付引当金	107,380,000	106,840,000	540,000
固定負債合計	107,380,000	106,840,000	540,000
負債合計	124,007,845	117,730,421	6,277,424
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	429,432,886	408,175,562	21,257,324
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	178,737,612	174,112,932	4,624,680
正味財産合計	429,432,886	408,175,562	21,257,324
負債及び正味財産合計	553,440,731	525,905,983	27,534,748

正味財産増減計算書

令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位:円)

科 目	当年度 (令和4年3月末)	前年度 (令和3年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	338,732,000	295,778,100	42,953,900
受取会費	338,732,000	295,778,100	42,953,900
事業収益	12,859,455	12,917,749	△ 58,294
団体書保	5,051,450	5,187,310	△ 135,860
受取業務	7,808,005	7,730,439	77,566
受取業務	29,678,000	21,196,000	8,482,000
教育研究	20,328,000	14,702,000	5,626,000
海外研修	0	0	0
海合流	1,700,000	1,319,000	381,000
物流	7,650,000	5,175,000	2,475,000
雑	1,362,319	1,688,756	△ 326,437
受取利息	6,760	18,344	△ 11,584
受取利息	1,355,559	1,670,412	△ 314,853
経常収益計	382,631,774	331,580,605	51,051,169
(2) 経常費用			
事業費	232,529,941	216,703,127	15,826,814
役員報酬	12,101,228	12,024,760	76,468
厚給	72,133,458	71,066,799	1,066,659
集生	10,034,971	10,533,812	△ 498,841
旅通	4,753,218	4,874,577	△ 121,359
機費	3,073,011	1,915,136	1,157,875
備器	10,182,730	10,729,263	△ 546,533
消品	129,183	141,019	△ 11,836
教育	2,862,793	3,321,624	△ 458,831
海外	30,250,754	21,433,137	8,817,617
水道	0	0	0
借道	19,440,119	17,737,038	1,703,081
借道	763,901	736,612	27,289
借道	14,793,204	14,793,204	0
借道	7,489,308	7,489,308	0
借道	33,728,001	29,207,573	4,520,428
借道	9,000,000	9,000,000	0
借道	1,724,062	1,629,265	94,797
借道	70,000	70,000	0
借道	128,844,509	111,820,601	17,023,908
借道	18,151,840	18,037,140	114,700
借道	31,546,372	24,626,058	6,920,314
借道	10,450,000	11,044,000	△ 594,000
借道	6,929,382	6,252,992	676,390
借道	10,580,498	3,145,447	7,435,051
借道	3,633,429	3,221,710	411,719
借道	6,267,207	5,974,825	292,382
借道	3,865,829	3,960,941	△ 95,112
借道	73,965	62,129	11,836
借道	2,455,962	1,466,748	989,214
借道	707,905	1,228,793	△ 520,888
借道	336,610	324,589	12,021
借道	1,976,042	1,834,456	141,586
借道	6,519,036	6,519,036	0
借道	3,300,372	3,300,372	0
借道	4,955,060	4,621,210	333,850
借道	12,219,600	12,219,600	0
借道	4,875,400	3,980,555	894,845
経常費用計	361,374,450	328,523,728	32,850,722
評価損益等調整前当期経常増減額	21,257,324	3,056,877	18,200,447
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	21,257,324	3,056,877	18,200,447

(単位:円)

科 目	当年度 (令和4年3月末)	前年度 (令和3年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
建物器具備用品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
建物器具備用品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物器具備用品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
固定資産減損	0	0	0
災害減損	0	0	0
過年度減価償却	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	21,257,324	3,056,877	18,200,447
一般正味財産期首残高	408,175,562	405,118,685	3,056,877
一般正味財産期末残高	429,432,886	408,175,562	21,257,324
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	429,432,886	408,175,562	21,257,324

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却

①有形固定資産については定額法によっている。

②無形固定資産については定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金については、役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に係る期末要支給額に基づき計上している

(5) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	106,840,000	10,450,000	9,910,000	107,380,000
減価償却引当預金	36,599,635	1,567,803	0	38,167,438
地区協会活動災害援助預金	137,513,297	3,056,877	0	140,570,174
小計	280,952,932	15,074,680	9,910,000	286,117,612
合計	280,952,932	15,074,680	9,910,000	286,117,612

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	107,380,000	0	0	107,380,000
減価償却引当預金	38,167,438	0	38,167,438	0
地区協会活動災害援助預金	140,570,174	0	140,570,174	0
小計	286,117,612	0	178,737,612	107,380,000
合計	286,117,612	0	178,737,612	107,380,000

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	18,169,200	18,169,198	2
器具備品	22,127,021	15,171,590	6,955,431
ソフトウェア	5,982,370	4,826,650	1,155,720
合計	46,278,591	38,167,438	8,111,153

7. 保証債務

該当なし。

8. その他

その他公益法人会計基準に該当する財務諸表に対する注記に該当する事項はない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3で記載。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	106,840,000	10,450,000	9,910,000	0	107,380,000
合計	106,840,000	10,450,000	9,910,000	0	107,380,000

独立監査人の監査報告書

令和4年4月19日

一般社団法人日本倉庫協会

理事会 御中

杉本賢司公認会計士事務所

東京都大田区

公認会計士 杉本賢司

監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に準じて、一般社団法人日本倉庫協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインII-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事及び監事の責任

理事の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

等を作成し適正に表示するために理事が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

一般社団法人 日本倉庫協会

会長 小野孝則様

令和4年4月28日

一般社団法人 日本倉庫協会

監事 高橋久夫



同 徳橋三郎



同 小倉康宏



同 阿部三夫



私たちは、一般社団法人日本倉庫協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の遂行状況を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から事業の報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の調査を行い、当該事業年度の事業報告の妥当性を検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関係書類の調査など必要と思われる監査手続を用いて当該事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財務諸表に対する注記の妥当性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム整備等に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。

以上